

平成30年度第2回池田町入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成31年1月28日(月) 池田町役場3階東会議室	
委員	金山紀久(帯広畜産大学グローバルアグロメディシン研究センター センター長)、鈴木茂雄(弁護士)、竹川博之(公認会計士) (五十音順)	
町関係者(事務局他)	村田政宣(副町長)、企画財政課:齋藤良市(課長)、酒井秀司(主幹)、松崎桂介(契約係長) 建設課:林祐信(課長)、川村博之(建築係長)、吉松詩織(建築係技師) 上下水道課:畠中康行(課長)、佐々木康典(施設係長)、桑野基史(施設係主任)、吉田陽輝(施設係技師)	
審議対象期間	平成30年4月1日~平成30年9月30日	
議事	(1) 町が発注した工事及びこれに関連する委託業務に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告 (2) 町が発注した工事等のうち、委員会が抽出したのものに関し、制限付一般競争入札に係る入札参加資格要件の設定理由及び経緯。指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等の審議 (3) 町が発注する工事等に係る入札契約制度の適正化に関する事項についての審議 (4) 工事等の入札及び契約手続並びに指名停止等の措置に係る再苦情の審議 (5) 談合情報の審議	
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
	意見・質問	回 答
議事(○質問、●意見・要望)		
(1) 入札及び契約手続の運用状況		
○(入札が不調に終わり) 随意契約を申し込むのは、最低の金額で入札した者に申し込むのか。	・慣例により、最低金額の入札者に随意契約の申し込みをしています。	
(2) 抽出案件の審議、意見の具申及び勧告		
①[まちなか公営住宅新築工事(建築主体)]		

<p>○（内規の発注標準では）Bランクのこの工事は、4者以上の指名だが、入札辞退者が多い実態や元請となる業者が減っていること、技術者不足の状況にあっては、最低指名業者数を再考する余地があるのではないか。</p> <p>○初度入札で辞退者がいるが、2回辞退が続くと、指名しない対応を取っているのか。</p> <p>○設計書はどのように積算するのか。</p> <p>○設計単価の改定はどのくらいの頻度か。</p> <p>○入札が不調になるということは、見積単価等に厳しいものがあることが理由として考えられないか。</p> <p><b>②[池田小学校エレベーター設置工事]</b></p> <p>○入札が不調に終わった場合、入札参加者へどのような情報を提供するのか。</p> <p>○入札を行ったが、不調に終わり随意契約により契約している。入札したけど、予定価格に達することが出来なかったが、この現状をどう捉えているのか。</p> <p>○随意契約により契約し、設計変更で金額が下がっているが設計変</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町財務規則に3名以上指名しなければならないと規定されており、それに基づいて、見直しを行いながら、ランク別工事の指名業者数等の発注標準を作っています。</li> <li>・同工種の初度入札で、辞退者により応札者が発注標準の最低指名業者数を2回連続して下回った場合、応札確認し、進めています。</li> <li>・北海道の単価があるものはそれを使用し、無い場合は、十勝管内の業者から見積りを取り（見積単価）、積算しています。</li> <li>・北海道の単価は、改定があればそれで積算し、物価版は2ヶ月毎に出ていますので、新しいものを使用しています。</li> <li>・初度入札時に提出がある工事費内訳書と設計内訳書を比較すると、高い項目もあるし、安い項目もあり、トータルとして、適正な設計と考えています。</li> <li>・本入札であれば、入札会場で、「予定価格に達しなかったので、再度入札を行う。」旨説明し、再度入札を行います。</li> <li>・新築工事と違い、改修工事の場合は、多様な施工方法があることに加え、本工事は、めったにない工事であること、エレベーターのメーカー指定を行っていないことから金額に開きが出やすいと考えています。</li> <li>・エレベーター設置場所に管があり、管移設で設計しましたが、使用</li> </ul>
--	---

<p>更の理由はどのようなことか。</p> <p>○随意契約の申込みから契約の締結まで見積書の提出依頼等どのように進めるのか。また、町側は、誰が対応するのか。</p> <p>○随意契約で契約締結する場合、その決定に当たり、委員会や取扱要領等により、決定しているのか。</p> <p>●随意契約に向けて、もう少し透明性を確保すべきではないか。</p> <p><b>③[清見配水池耐震補強工事]</b></p> <p>○壁面の防水塗装等の追加を設計変更により対応し、当初契約から40%強を増額している。ロボットにより床面を把握した時に、壁面の状態は確認しなかったのか。</p> <p>○設計変更の理由で、「分割発注することが出来ない。」とあるが、これはどうゆうことか。</p> <p><b>④[ワイン城改修事業実施設計委託業務]</b></p> <p>○資料の中に、改修後のイメージ図があるが、この委託業務には、これらデザインや工事監理業務も含まれているのか。</p>	<p>していない管とわかり、管の撤去に変更しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計担当では、違算がないか確認します。違算がなければ、初度入札の時に提出がある、工事費内訳書と設計内訳書を比較し、必要であれば、相違点を確認して、見積書を提出してもらいます。通常は契約担当で対応し、相違点が大きい場合は設計担当も加わります。</li> <li>・委員会や取扱要領はありません。提出された見積金額が、予定価格以内であれば契約しています。</li> </ul> <p>・平成26年に床面を遠隔ロボット清掃を行った際に、床面塗装の剥離を確認しましたが、配水池内部は暗く、ロボットにはライトが付いていましたが、数メートル範囲しか確認できなく、壁面の状態は確認できませんでした。</p> <p>・床面塗装後、壁面塗装時の足場設置により、床面が傷付き、再塗装しなければならなくなり、一体的に施行する必要がありました。</p> <p>・このイメージ図は、ワイン城改修基本構想を北大へ委託しており、その成果品です。監理業務は含まれていません。</p>
--	--

<p>○このイメージ図により土俵を決めたうえで、耐震補強、設備長寿命化、新デザイン工事の設計を行うということか。</p> <p>○この指名競争入札は、幅広く業者を選定している。辞退者もなく、落札率も 82.14%。一方、工事の方は、辞退者も多く、落札率も 90%を超えている。辞退がフリーに行われ、競争原理があまり働いていないのではないか。</p> <p>○最低制限価格制度実施要領は公表しているか。</p> <p>●発注業務について、住民の関心は、落札率が中心だと思うので、工事や委託業務の最低制限価格制度の違い等、説明を含めて、きちっと整理できれば、誤解は少なくて済むのではないか。</p>	<p>・はい、そうです。</p> <p>・工事も工事に係る委託業務も最低制限価格制度を導入しています。工事は、その範囲が 7 割から 9 割。委託業務が 6 割から 8 割です。基準が違いますので、落札率が 90%超、90%未満の単純比較はできないと考えています。</p> <p>・町のホームページ等で公表しています。</p>
<p>委員による意見の具申又は勧告の内容</p>	
<p>意見の具申</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約にあたっては、その過程の透明性の確保を図ること。</li> </ul>	
<p>(3) 入札契約制度の適正化の審議、意見の具申</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul>	

(4) 入札及び契約手続並びに指名停止等の再苦情の審議

・なし

(5) 談合情報の審議

・なし

(6) その他

・なし

#### 抽出案件の入札・契約情報

種別	入札方法	番号	名称	種別	入札参加資格者数	くじ引き業者数	予定価格内入札業者数	予定価格超入札業者数	無効入札業者数		入札辞退業者数	契約金額税別	落札率	設計変更税別
									最低制限価格未満	左記以外無効札				
工事	指名競争入札	22	まちなか公営住宅新築工事（建築主体）	建築工事	5 (5)	0 (0)	1 (0)	0 (4)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	34,000,000	97.62%	—
工事	指名競争入札	31	池田小学校エレベーター設置工事	建築工事	5 (5)	0 (0)	0 (0)	1 (4)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	—	—	—
工事	随意契約	31	池田小学校エレベーター設置工事	建築工事	1	0	1	0	0	0	0	26,300,000	99.73%	△540,000
工事	指名競争入札	37	清見配水池耐震補強工事	土木工事	5	0	3	2	0	0	0	27,500,000	91.73%	12,300,000
委託	指名競争入札	132	ワイン城改修事業実施設計委託業務	建築設計	6	0	6	0	0	0	0	46,200,000	82.14%	—

※入札参加資格者数等の下段の（ ）は、初度入札の状況。平成31年1月28日現在。